

1. 決算書(貸借対照表・損益計算書)の作成の基本

資産・負債・純資産という**一時点での財政状態を表す勘定**と、収益・費用という**一定期間の経営成績を表す勘定**とに分けると貸借対照表と損益計算書ができあがります。

貸借対照表

(単位:万円)

(資産)	現金	100	(負債)	支払手形	300
	預金	1,090		工事未払金	200
	受取手形	500		借入金	1,000
	完成工事未収入金	300		小計	1,500
	材料貯蔵品	90	(純資産)	資本金	1,000
	貸付金	300		(利益)※	280
	工具	100		小計	1,280
	器具備品	100			
	車両運搬具	200			
合計		2,780	合計		2,780

損益計算書

(単位:万円)

(費用)	完成工事原価	650	(収益)	完成工事高	1,000
	販売費及び一般管理費	50		受取利息	20
	支払利息	30			
	棚卸損失	10			
	小計	740			
(利益)※		280			
合計		1,020	合計		1,020

※(収益)1,020と(費用)740の差額の(利益)280は、(資産)2,780から(負債)1,500および期首の(純資産)1,000の合計額2,500を差し引いた金額と一致します。

POINT 貸借対照表で計算された利益と損益計算書で計算された利益は必ず一致する！

2. 基本的な勘定科目の分類

会計仕訳で使われる勘定科目は、貸借対照表勘定と損益計算書勘定に分かれます。
さらに、貸借対照表勘定は資産勘定、負債勘定および純資産勘定に分かれ、
損益計算書勘定は、収益勘定および費用勘定に分かれます。

資産	会社が実質的に所有する価値を有するもので、簡単にいえば、「会社の持ち物」や「お金になるもの」
	勘定科目)現金・預金、完成工事未収入金、建物、土地、機械、投資有価証券など
負債	会社が将来資産を支払わねばならない支払義務で、簡単にいえば、「会社の借金」や「返済しなければならないもの」
	勘定科目)工事未払金、未払費用、長期借入金など
純資産	会社の持ち物(資産)から、返さなければならないもの(負債)を差し引いたもので、簡単にいえば、「会社の本当の価値」や「オーナーに帰属する部分」
	勘定科目)資本金、資本剰余金、自己株式など
収益	商品やサービスを提供し、その見返りとして受ける対価で、簡単にいえば、「会社に入ってくるお金」や「売上」
	勘定科目)売上高、完成工事高、受取利息、固定資産売却益など
費用	会社が収益を得るために使ったお金や資源で、簡単にいえば、「会社の支出」や「ビジネスを行うためにかかるコスト」
	勘定科目)完成工事原価、役員報酬、外注費、支払利息など

3. 損益計算と勘定分類

収益および費用について、具体的には以下のように分かります。

売上高	売上高は、建設業とそれ以外の事業でそれぞれ区分して計上
完成工事高	建設業(工事)に関する売上高
兼業事業売上高	建設業(工事)以外の売上高
売上原価	売上原価は、建設業とそれ以外の事業でそれぞれ区分して計上
完成工事原価	建設業(工事)に関する売上原価で、主に工事に直接関係する費用を計上。 主な内訳は、材料費・労務費・外注費・経費(現場経費)で、具体的に以下のような費用を計上。 ・工事現場で使用する資材費 ・現場作業員の人件費 ・下請け業者への外注費 ・重機のリース料 ・現場事務所の費用 ・現場監督者の人件費 等
兼業事業売上原価	建設業(工事)以外の売上原価
売上総利益(または売上総損失)	売上総利益は、建設業(工事)とそれ以外の事業でそれぞれ区分して計上。 【計算方法】 売上高▲売上原価
完成工事総利益(または完成工事総損失)	建設業(工事)に関する売上総利益(総損失) 【計算方法】 完成工事高▲完成工事原価
兼業事業総利益(または兼業事業総損失)	建設業(工事)以外の売上総利益(総損失) 【計算方法】 兼業事業売上高▲兼業事業売上原価
販売費及び一般管理費	工事に直接関係しない会社全体の運営にかかわる費用を計上。 具体的には以下のような費用が含まれます。 ・本社スタッフの人件費 ・役員報酬 ・本社事務所の家賃や光熱費 ・営業活動費 ・広告宣伝費 ・減価償却費 ・旅費交通費 など
営業利益(または営業損失)	会社の営業活動の成果を示すもの。 【計算方法】 売上総利益(または売上総損失)▲販売費及び一般管理費
営業外収益	本業以外の経常的な活動で得られる収益で、受取利息、受取配当金、不動産収入などが含まれます。
営業外費用	本業以外の経常的な活動で発生する費用で、支払利息、社債発行費、為替差損などが含まれます。
経常利益(または経常損失)	企業の通常の事業活動の成果を示し、企業の安定的な収益力を示す指標。 【計算方法】 営業利益(または営業損失) + 営業外収益▲営業外費用
特別利益	臨時的・偶発的に発生した利益で、固定資産売却益、投資有価証券売却益、前期損益修正益などが含まれます。
特別損失	臨時的・偶発的に発生した損失で、固定資産売却損、災害による損失などが含まれます。
税引前当期純利益(税引前当期純損失)	法人税等を控除する前の、企業の最終的な損益を示す指標で、企業の総合的な業績を評価するのに適しています。 【計算方法】 経常利益(または経常損失) + 特別収益▲特別損失
法人税等	会社の利益(儲け)に対して支払う税金で、主に、法人税・住民税・事業税が含まれます。
当期純利益(当期純損失)	法人税等を控除する後の、企業の最終的な損益を示す指標で、企業の総合的な業績を評価するのに適しています。 【計算方法】 税引前当期純利益(税引前当期純損失)▲法人税等

4. 決算書のチェックポイント

ここでは決算書の主なチェックポイントについて、とくに金融機関からの見られ方を中心に解説します。

【損益計算書】

POINT 金融機関がもっとも重視するのは「経常利益」

損益計算書について、金融機関がチェックするのは以下のようなポイントです。

	X1年	X2年	
完成工事高	800	900	← 完成工事高(売上高)は伸びているか、安定しているか
完成工事原価	500	550	← 材料費・労務費・外注費・経費の割合はどのくらいか
完成工事総損益 (総損益率)	300 37.5%	350 38.9%	← 総利益は増えているか ← 利益率は上昇しているか
役員報酬	25	20	← 妥当な水準か
給料手当	90	100	← 妥当な水準か、大きな変化はないか
法定福利費	20	25	
接待交際費	5	8	← 妥当な水準か
地代家賃	30	30	← 妥当な水準か
減価償却費	10	10	← 償却不足はないか
その他	80	90	← 大きな変化のある経費はないか
販売管理費	260	283	
営業利益	40	67	← 営業利益は黒字か、増えているか
営業外収益	5	10	← 非経常的なものを計上していないか
営業外費用	20	18	← 利息の支払いの水準は妥当か
経常利益 (経常利益率)	25 3.1%	59 6.6%	← 経常損益は黒字か、増えているか
特別損益	0	▲ 10	← 特別損益の内容はどういったものか
税引前利益	25	49	
法人税等	9	18	
当期純利益	16	31	← 当期純利益は黒字か

金融機関がもっとも重視するのは「経常利益」です。金融機関からの借入には利息を載せて返済します。経常利益の上にある営業外費用には金融機関への利息が含まれているので、経常利益が黒字なら、通常の事業活動で利息が支払えることになるからです。
売上高経常利益率(経常利益÷売上高)の目安として、建設業の場合は2%を確保するようにするとよいでしょう。

【貸借対照表】

POINT 債務超過の有無は実態の貸借対照表で判定される

負債の総額が資産の総額を上回っている状態を「債務超過」といいます。
債務超過の状態になると金融機関から新たに借入をするのが難しくなります。
金融機関はこの債務超過の判定を決算書上の貸借対照表そのままではなく、実態の貸借対照表で判断します。
その際の具体的なチェックポイントをは次のような項目です。

<現金・預金>

実態よりも多い残高が決算書に載っている場合、その現預金はないものと考えます。

<工事未収入金・未成工事支出金>

金融機関は立替工事高比率をチェックします。
立替工事高比率とは、1年を通した工事施工高(完成工事高と未成工事支出金の合計)に対して、「工事代金等を立替えている」金額の割合をみる指標で、全体としては“資金繰りの円滑性”を判断するものです。

立替工事高比率＝(受取手形＋完成工事未収入金＋未成工事支出金－未成工事受入金)／(完成工事高(売上高)＋未成工事支出金)

一般的な建設業の場合、11～13％が目安(約1.5か月分)です。
立替工事高比率は、数値が低いほど、資金繰りが円滑であるといえます。
一方で、数値が異常に高い場合は、粉飾決算や工事支払条件を大幅に譲歩した無理な工事受注営業や、元請企業の経営危機(工事代金の支払条件が悪い)等を示唆していることも考えられます。

<仮払金>

仮払金は、支払いを行った時点では勘定科目が確定しない場合に使われる勘定科目です。
仮払金には、実質的には費用であるものや貸付金などが計上されることが少なくないため、金融機関はその内容が不明なら資産としてゼロ評価とすることが多いです。

<短期貸付金・長期貸付金>

・代表者に対する貸付金はないか？
・回収可能性の低い貸付金はないか？
貸付金は金融機関がとくに警戒する勘定科目です。金融機関から役員への貸付金を問題視された場合は、役員報酬から役員貸付金を返済していくことになります。
重要なのは返済予定で、返済予定が不明確な貸付金は資産としてゼロ評価になる可能性があります。

<有形固定資産>

・減価償却費が每期適正に計上されているか？(償却不足が発生していないか？)
償却不足については、法人税申告書の別表16を参照されることが多いです。もし、償却不足がある場合、本来の減価償却費で計算された数値で評価されます。

監修:セブンセンスグループ



セブンセンスグループは、税理士法人を中心として全国に展開する士業法人グループです。現在、スタッフ数は総勢250名超。拠点は東京、千葉、静岡、鳥取、沖縄、北海道、シンガポールなど海外を含め13か所にオフィスを展開しています。ITによる効率化と、高セキュリティを確保した支援体制、グループ内の税理士、公認会計士、社会保険労務士、行政書士、宅地建物取引士等のほか、業務提携を行う弁護士等との連携によるワンストップ・サービスを強みとし、お客さまからの幅広いニーズにお応えしております。さらに、セブンセンス税理士法人が運営する『セブンセンスビズマガジン』では、ビジネスに関する様々な情報を発信しています。

・セブンセンスビズマガジン

<https://consulting.seventh-sense.co.jp/>

・ホームページ

<https://seventh-sense.co.jp/>